

神奈川県道路占用料等徴収条例施行規則の制定について

1 趣旨

- 県が管理する自動車専用道路と沿道の利便施設（商業施設や物流施設）が連結する際の連結許可において、道路法第 48 条の 7 及び神奈川県道路占用料等徴収条例（以下「条例」という。）より徴収する、連結料の算定の基礎となる条例第 6 条第 1 号アに規定する地代の差額に相当する額や連結料の算定方法など、条例の施行に関し必要な事項を定める規則を制定する。

2 規則の概要

- 条例第 6 条第 1 号アに規定する「地代の差額に相当する額」を定めることとした。（規則第 1 条第 1 項関係）
- 土地の時価は、県が不動産鑑定を依頼して得た鑑定評価で算定することとした。（規則第 1 条第 2 項関係）
- 連結料の算定方法を規定することとした。（規則第 2 条関係）

3 施行日

公布の日から施行する。